

一般社団法人日本バイオプラスチック協会

定 款

一般社団法人日本バイオプラスチック協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本バイオプラスチック協会と称し、英語名は Japan Bioplastics Association とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチック（以下、バイオプラスチックと称する。）の調査、研究を行うとともに、国内外関係機関等との交流を促進すること等により、バイオプラスチックの市場における普及および社会的貢献の推進等を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、バイオプラスチックに関する次の事業を行う。

- (1) 技術および評価方法に関する調査、研究
- (2) 情報の収集、蓄積、分析、提供
- (3) 国内外の関係諸機関との交流
- (4) バイオプラジャーナル誌発刊を含む広報、啓発
- (5) 認証事業を含む識別表示制度の運営、推進
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に積極的に参画するもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するもの
- (3) マーク会員 この法人の活動のうち、認証事業のみに関与するもの
- (4) 期間限定マーク会員 この法人の活動のうち、認証事業のみに関与する団体であって、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間にマーク会員として入会し、マーク会員としての権利を当該年度に限定されているもの
- (5) 名誉会員 この法人の目的に賛同し、この法人の定める手続きにより登録された個人

(入会)

第6条 この法人に正会員、賛助会員、マーク会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書によりこの法人に申し込み、幹事会の承認を受けた場合には、この法人に入会することができる

ものとする。

- 2 幹事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもってそのものにその旨を通知しなければならない。
- 3 期間限定マーク会員で次年度以降にマーク会員への移行を希望する団体は、所定の書面にて申込をし、幹事会の承認を経て、移行することができる。
- 4 前項の者の入会についての規則は、別に定める入退会規則にこれを定める。
- 5 名誉会員の登録は、別に定める名誉会員制度規則にこれを定める。
- 6 事務局長は、新規の入会又は移行があった場合には、次の社員総会にその内容を報告しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める基準に従い入会金及び会費を支払う義務を負う。
- 2 会費は、通常会費及び臨時会費とし、臨時会費は、臨時の事業を行うため必要に応じて社員総会の承認を経て徴収するものとする。
 - 3 納付済の入会金及び会費については、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

- 第 8 条 会員は、別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 会員が退会する場合は、未納の会費その他の負担金を徴収し、納付済の入会金、会費及びマーク使用申請費等は、いかなる事由があっても返還しない。
 - 3 退会についての細則は、別に定める入退会規則にこれを定める。

(除名)

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、この場合には、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 社員総会が別に定める入退会規則の除名事由に該当したとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第 7 条の支払いの義務を 2 年以上履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員である団体が解散若しくは破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (3) 退会又は除名されたとき。

- 2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 社員及び社員総会

(社員)

第11条 この法人は、社員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 この法人の賛助会員は、社員総会に出席することができる。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。
- 3 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。ただし、副会長が欠けたとき、又は副会長に事故があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の有する議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事又は監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、3 名以内の副会長を置くことができる。

3 この法人の会長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を総理しその職務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前 2 項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事は再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期については、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(事務局)

第 27 条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。職員は、会長が任免する。

- 2 事務局に事務局長 1 名を置くことができる。事務局長は、社員総会の承認を経たうえで、会長が選任する。
- 3 事務局長は、会長の指示を受けて会務を処理する。

(顧問)

第 28 条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会が推挙し、社員総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に答えるほか、社員総会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定又は解職
- (4) 幹事会及び各委員会の監督

(開催)

第 31 条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定時理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ

の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。また、理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 7 章 幹事会

(構成)

第 36 条 この法人に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、理事会の委嘱により、法人運営に関する事項について調査・研究・審議等を行う。
- 3 幹事会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を得るものとする。

第 8 章 委員会等

(委員会)

第 37 条 この法人の事業の円滑な遂行を図るため、各種委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、目的とする事項について調査・研究・審議等を行う。
- 3 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、幹事会において決議し、理事会の承認を得るものとする。
- 4 各委員会の委員長は、理事会の求めに応じ理事会に出席できるが議決権を持たない。
- 5 各委員会は、必要に応じて各自の委員会運営ルールを定めることができる。
- 6 各委員会は、会議議事録を作成しこれを保存し、その活動状況を社員総会及び幹事会に報告しなければならない。

(認証事業の独立性)

第 38 条 識別表示委員会は、識別表示制度における生分解性プラ・海洋生分解性プラ・バイオマスプラ等の認証事業を定められたルールに従い、厳格に運用しなければならない。

- 2 認証事業では、制度の公平性確保及び認証製品等の技術情報の守秘を理由として、第 37 条第 3 項の定めに関わらず、識別表示委員会の判断の独立性を保持できる。

第9章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。ただし、その決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。ただし、その決議においては、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委任等)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

1. この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

2. この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時会長（設立時代表理事）	小山俊也
設立時副会長	武岡慶樹、伊藤勝也、赤羽祥男
設立時理事	小山俊也、武岡慶樹、伊藤勝也、赤羽祥男、佐野浩、福田竜司、樋口暁浩、 三上浩一、藤井崇、金高武志、高畠大典、高野純一、富田裕子
設立時監事	面澤 尚浩

3. この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員	氏名	岡本昌司
設立時社員	氏名	山田秀夫

4. 日本バイオプラスチック協会（任意団体）に属する会員及び権利義務の一切は、2025年4月1日をもって、一般社団法人日本バイオプラスチック協会に承継する。

5. 定款改訂履歴

版数	施行日	改訂内容
第1版	2024年10月11日	制定
第2版	2026年 6月 9日	第5条（会員）種別に名誉会員を追加 第6条（入会）名誉会員制度規則を記載 第36条（構成）不要な条項の削除 第38条（認証事業の独立性）条文間の引用の誤りを訂正